

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 16 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課貨物流通経営戦略室長
自動車整備課整備事業指導官

履き替え用のタイヤ保管サービスに係る倉庫業の登録について（周知依頼）

平素より国土交通行政について御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、昨今、自動車整備工場等において、顧客の冬用・夏用タイヤを預かる、いわゆる「履き替え用のタイヤ保管サービス」が広く提供されています。

寄託契約に基づき、他人の物品を保管し、その対価として保管料を得る行為は、本来の役務に付随する行為（例：タイヤの販売・交換に付随した無償サービスの一環としての一時的保管など）を除き、倉庫業法に基づく登録が必要です。登録を受けずに営業倉庫として物品を保管することは、同法第 3 条違反（無登録営業）に該当し、罰則の対象となる場合があります。

つきましては、貴会傘下会員に対し、履き替え用のタイヤ保管サービスの運用状況を今一度ご確認いただき、必要となる場合は適切な倉庫業法に基づく登録手続きを行っていただきますよう周知願います。

なお、倉庫業法に関するお問い合わせについては、下記 URL にある倉庫業登録申請の相談窓口にご相談ください。

【倉庫業相談窓口（地域別）一覧】

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001985586.pdf>